

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① 令和4年 8月 26日
25

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

② 届出者 氏 名 株式会社協立ジャパン
天野 知子

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	28-ユ-300019
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃきょうりつじゃぱん 株式会社協立ジャパン
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒530-0047 電話 06 (6316) 8790 おおさかふ おおさかし きたく にしてんま 大阪府大阪市北区西天満2丁目10番2号 こうだひる 幸田ビル8F
⑥適用開始・変更予定日	令和4年 9月 1日
⑦届出・変更届出内容	別紙 手数料表の通り
⑧備 考	武友 一真 078 (371) 6690



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 [redacted]	0円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 [redacted]	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または500,000円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または500,000円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 [redacted] *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または500,000円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 [redacted] は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 28-ユ-300019

事業所の名称及び所在地 株式会社協立ジャパン

神戸市中央区相生町4-3-1 神戸ストークビル302